

公 示

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

「電磁波管理サービスのリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務」に係る契約を希望する者は下記により応募して下さい。

記

1 公募に付する事項

電磁波管理サービスのリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等の「D」等級以上に格付された者
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう）
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能なものであること。

3 応募方法等

(1) 応募する者の条件

別紙第1に示す作業内容について効率かつ効果的に実施できること。

(2) 応募に関する手続等

応募する者は、別紙第2の「公募契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により、次の事項を証明する書類を添え、期日までに1部持参又は郵送すること。

- ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）
- イ 過去5年間の受注実績一覧表
- ウ 必要な技術又は設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
- エ 情報セキュリティに対する体制が確認できる書類
- オ 本事業の履行に必要な法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む）
- カ 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

- (3) 受付期間
令和8年9月11日(金)～令和8年9月24日(木) 12時まで
また、持参する場合は、休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に定める行政機関の休日をいう。)を除く。

- (4) 受付時間
午前8時30分から午後17時15分まで、ただし、正午から午後1時までの間は除く。

- (5) 提出先
〒162-8802
東京都新宿区市谷本村町5-1
陸上自衛隊中央会計隊契約科(E-1棟6階) 担当 森
電話03-3268-3111(内線47518)

4 提出資料の審査等

- (1) 応募する者は、前項第2号で求められた申請書の添付書類以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。

- ア 前項1号の応募する者の条件に関する書類
イ その他必要書類

- (2) 申請書及び提出資料の提出者は、官側から提出資料について説明を求められた場合には、その都度説明しなければならない。

- (3) 提出資料により、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

5 審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

6 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。

- ア 提出期限
審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)
イ 提出場所
第3項第5号に同じ
ウ その他
書面は持参又は郵送(期限必着)するものとする。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 疑義の再申立て

- (1) 疑義の申立てに対して書面による回答を受理してから3日以内(休日を除く。)に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 資料の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者及び第4項第1号から同項第3号に反した者については、当該品目の契約相手方としない。また、中央会計隊における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。

- (2) 提出資料の作成、提出、説明、第4項第3号の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。

(3) 提出資料は、原則として返却しない。

(4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的で使用しない。

(5) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 指名競争候補者の義務等

(1) 指名競争候補者が複数の場合には指名競争の通知、1 者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当とは認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適当と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知は行わない。

(2) 指名競争の通知を受けた者は、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。

(3) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求をおこなわなければならない。

10 その他

不明事項等の問い合わせ先

陸上自衛隊中央会計隊契約科第3契約班 森

TEL : 03-3268-3111 (内線47518)

FAX : 03-5269-5135

E m a i l : rikuzi3-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書(別紙第1)の内容に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課 長内(内線41465)

調達要求番号：6L9Z1AG0112

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
電磁波管理サービスのリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務	陸幕指通-C-Z-000126	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 9 月 1 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が整備・運用を行う装備品等に係るシステムのリスク管理枠組み（以下，“RMF”という。）対応に関する技術的な支援役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z000009、GLT-CG-Z500002及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

1.2.1

RMF

Risk Management Frameworkの略語であり、米国防省の最新のセキュリティ基準を参考に、令和5年度からリスク管理枠組み（RMF）を防衛省・自衛隊の情報システムに導入し、運用開始後を含むライフサイクル全般を通じたリスク管理を継続的に実施していくことをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

1.3.1 引用文書

a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

ISO 9001 品質マネジメントシステム

ISO 27001 情報セキュリティマネジメントシステム

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

c) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31. 1. 9）〕

リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）〔防整サ第14550号（5. 7. 3）〕

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）〔防整サ第14551号（5. 7. 3）〕

著作権法（昭和45年法律第48号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

d) **その他**

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2024年（令和6年）5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）

1.3.2 **関連文書**

この仕様書に関連する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とし、そのほかに必要な関連文書がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

a) **法令等**

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

陸上自衛隊文書管理規則〔陸上自衛隊達第32－24号（令和4年3月30日）〕

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19. 9. 20）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（令和4年3月30日）〕

取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）〔陸幕情第175号（19. 7. 31）〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9248号（19. 9. 20）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61－8号（19. 12. 17）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達）〔陸幕指通第199号（7. 5. 15）〕

b) **その他**

政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA－1及びRSA1024に係る移行指針（20. 4. 22）

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部）

2 **役務に関する要求**

2.1 **一般的要求事項**

一般的要求事項は、次とし、適用の有無は、調達要領指定書によって指定する。

- a) 本役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”によって、この役務のサプライチェーンにおいて不

正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などを行う。

- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 技術支援対象装備品等名・実施場所・役務時間など

技術支援対象装備品等名、実施場所、役務時間などは、調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務期間

役務期間は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務員の勤務時間

この役務の実施期間中における役務員の勤務時間は、1日当たり7時間45分を標準とする。ただし、作業上必要があるときは、検査官等の指示によって勤務する。

2.5 月間役務時間報告書

本役務の作業記録として、契約の相手方は“月間役務時間報告書”を作成する。

2.6 役務内容

官側のRMF対応に係る各種取組を支援する。細部の役務内容は、次による。

a) 実施計画書の作成及び修正

契約の相手方は、本調達仕様書に基づき、契約締結後速やかに実施計画書を作成し、官側の確認を得て提出し、本役務契約期間において、必要に応じて、実施計画書を修正すること。実施計画書は、必要に応じ次の事項を含めること。

- 1) 作業概要
- 2) 作業体制
- 3) スケジュール及びWBS（作業工程表）

なお、WBSには、作業項目、作業内容、スケジュール、担当者等を記載する。

- 4) 提出物一覧
- 5) その他（情報保全等）

b) 契約の相手方は、官側が実施するRMFに基づく運用承認のための支援を実施する。

- 1) 情報システムに内在する情報保証上のリスクを明らかにすることを目的とした運用承認時リスク評価報告書作成の支援
- 2) セキュリティ分類に基づき、管理策を選択し、個々のシステムの特性やリスク分析・評価の結果等を踏まえ、必要な管理策を追加するセキュリティ計画書作成の支援
- 3) セキュリティ管理策の実装状況が適切に監視できるように、適切な指標、収集する情報、分析方法及び頻度などを記載した継続監視計画書作成の支援
- 4) セキュリティ評価に基づく将来の対応計画を記載した将来対応計画書作成の支援
- 5) セキュリティ評価を実施するための実装証拠の提出
- 6) 役務の遂行に当たっては、官側との確認を適宜実施し、その内容を踏まえて作業を進めるものとする。

c) 各種調整会議の支援 必要に応じ、契約の相手方は、官側の要求によって、システムの整備・運用に伴う関係者（官民間及び官官間）による各種調整会議に参加すること。官側（調達要求元）の主催する会議においては、議事録作成を支援すること。また、調整事項に関する技術的事項を整理・分析し、必要に応じ、課題解決のための検討及び資料の作成支援を行うこと。

d) 打ち合わせ 契約の相手方は、官側と協議した定期的な日程及び必要の都度、本業務の実施状

況について、官側との打合わせを月1回基準として実施すること。契約の相手方は、打合せの都度、議事録を作成し、官側の確認を得て、提出すること。

2.7 役務員の資格

役務員等の資格は、次による。

a) 契約の相手方

- 1) 契約の相手方は、次に示す認証を有すること。なお、契約の相手方は、認証取得を証明する書面（認定証等）の写しを提出するものとする。
 - ①品質保証について、役務提供部門がISO 9001認証を取得していること。
 - ②情報セキュリティ管理体制について、ISO 27001認証を取得していること。
- 2) 契約の相手方は、本役務を実施するための体制として、プロジェクト管理者及び技術者による業務従事者によって構成すること。プロジェクト管理者は、プロジェクトを運営し、官との調整を行う役割として、1名を置くこと。技術者は技術的支援の実務を行う役割として、1名以上を置くものとする。なお、業務従事者は、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

b) 役務員

- 1) **プロジェクト管理者への要求** 本役務のプロジェクト管理者は、次のいずれかの資格又は同等の能力（官公庁のプロジェクト経験8年以上等）を有すること。
 - ①PMP “プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル”
 - ②情報処理技術者試験 “プロジェクトマネージャー”
- 2) **技術者への要求（知識）** 本役務の技術者について、少なくとも1名以上は、次の役務に関する知識を有すること。
 - ①Windows 及び Linux 等のサーバOSによる設計、構築及び運用に関する知識を有すること。
 - ②Oracle 等のデータベースの設計、構築及び運用に関する知識を有すること。
- 3) **技術者への要求（経験）** 本役務の技術者について、少なくとも1名以上は、次の役務に関する経験を有すること。
 - ①情報システムの設計、構築及び運用の業務経験を有すること。
 - ②組込みシステムの設計、構築及び運用の業務経験を有すること。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1とし、提出前に提出先の確認を受けた後、速やかに提出先に一式を提出しなければならない。また、提出書類に変更がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

なお、提出書類は、電子記憶媒体によって提出し、当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にウイルスチェックを実施し、ウイルスが含まれていないことを確認する。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	摘要
1	役務従事者名簿	1	契約後、速やかに。	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課 サイバー・電磁波 領域班	役務従事者の資格証明書の写し及び職務経歴書等を添付する。
2	実施計画書	1			—
3	月間役務時間報告書	1	業務実施の翌月までに。		最終月分は、契約終了日までに提出する。
4	議事録（各種調整会議）	1	実施の都度、速やかに。		—
5	議事録（打ち合わせ）	1			

4.2 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5とし、特に必要と認められる場合においては、調達要領指定書によって指定するほか、官側が必要と認めたものについて、無償貸付を受けることが可能である。

なお、無償貸付の申請は、契約の相手方が希望する1か月前を基準として行う。

4.3 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1、6.2及び6.4による。

4.4 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得た保護すべき情報（“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”

（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）適切に管理する。このとき、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.5 役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の体

制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者は、この役務で要求する特定の経験、資格、業績などをもつ。
- c) a)の業務従事者は、b)に掲げるほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ。
- d) c)の業務従事者が、他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応可能な態勢にある。

4.6 再委託

再委託する場合においては、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインによって、次の事項を遵守する。

- a) 契約の相手方は、本役務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 再委託を実施する場合は、不適切な再委託によって効率性及び機密性が損なわれないよう、再委託を行う合理的理由、再委託先業者が再委託される業務を履行する能力及びその他必要と認められる事項について事前に官側に報告をし、承認を得る。
- c) 再委託する場合は、全て契約の相手方の責任において行い、再委託先の事業者の責にすべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- d) 契約の相手方は再委託先業者の業務履行状況について、契約の相手方の業務履行状況に併せて適宜報告する。
- e) 再委託先の事業者が義務違反をした場合は、官側は再委託中止の請求等を行うことがある。

4.7 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りについては、官側の指示に従わなければならない。

4.8 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行において第三者の著作権その他の権利（以下，“著作権等”という。）を侵害しないことを確認する。
- b) この契約の履行が第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約において創作され納入物となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与（以下，“利用”という。）することが可能である。
 - 1) 契約の相手方又は第三者が従来から保有していたドキュメントの著作権等は、契約の相手方又は第三者に留保される。ただし、官側は、これらドキュメントを契約の相手方の同意の下、第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒んではならない。
 - 2) この契約で新たに契約の相手方が著作したドキュメントの著作権は、官側と契約の相手方の共有とする。
 - 3) 官側は、著作権を共有したドキュメントに関し、契約の相手方の同意などを得ることなくその利用を第三者に許諾することが可能である。
 - 4) 共有する持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び3)以外の共同著作権行使をする

場合は、契約の相手方と事前に協議のうえ、承認を受けなければならない。

5) 契約の相手方は、著作権人格権のうち、同一性保持権を行使してはならない。

4.9 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について事前に官側と調整のうえ、官側の支援を受けてもよい。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 駐屯地内敷地、施設及び設備備品の使用
- c) 官用電話の使用
- d) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- e) 現地作業時の空調運転
- f) その他、契約履行に必要な事項

4.10 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

4.11 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	6L9Z1AG0112
	調達要求年月日	令和 8 年 9 月 1 日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 日
品 名	電磁波管理サービスのリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務	
仕 様 書 番 号	陸幕指通-C-Z-000126	
指 定 事 項		
1 2.1 一般的要求事項 適用する。 2 2.2 技術支援対象装備品等名・実施場所・役務時間 (1) 技術支援対象装備品等名 電磁波管理サービス（製造元：富士通） (2) 実施場所 市ヶ谷駐屯地及び契約相手方事務所等 (3) 役務時間 1955 時間（基準） 3 2.3 役務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで 4 2.6 d) 各種調整会同の支援 官側から各種会同時における準備事項等指定がある場合、支援を行わなければならない。 5 4.5 役務の実施体制 a) 本検討には、下記のいずれかの条件を満たす従事者を含めなければならない。 1) 日本国籍をもつものとする。 2) 陸自クローズ系クラウド関連事業における電磁波管理サービスソフトウェアの業務に従事した経験を有する者とする。 b) 本検討には、以下の条件を満たす従事者を含めなければならない。 防衛省・自衛隊の次世代情報通信基盤の方針策定、防衛省の指揮統制システムの構築、又は防衛省の指揮統制システムのシステムインテグレーションの実績を有するものとする。		

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6L9Z1AG0112
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年9月1日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課
	作 成 年 月 日	令和8年9月1日
品 名	電磁波管理サービスのリスク管理枠組み対応に係る技術支援 役務	
仕 様 書 番 号	陸幕指通-C-Z-000126	

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。（令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
システム構成		○ 確認・助言・ドキュメント作成等、役務実施過程に知り得た情報のうち、保護すべき情報が明らか又は類測される場合には保護の対象とする。 ○ 提出資料の作成初期から、左記性能が明白になる場合は保護の対象とする。 ○ 納入試験時における試験データなど、保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。 ○ 契約品名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。	—
機能	ネットワークの構成		
性能	サブシステムの構成		
	装置の構成		
	装置共通の性能		
	保全性		
	抗たん性		
無償貸付品	情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）別添（注意）[防整サ第14551号]（5.7.3）	○ 無償貸付品及び官給品使用时、それらの保護すべき情報が明白になる場合は保護対象とする。 ○ 契約品名、調達要求番号・システム名の不表示等でシステムの機能性能等を明白にできない状態にした場合は保護対象に該当しない。	

3 特記事項

な し

公募契約希望申請書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

所在地：
会社名：
代表者名：
担当者名：
連絡先：

当社は、中央会計隊公示第k-013号（令和8年9月11日）の下記の件名に関して、提出資料を添えて応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

件 名 : 電磁波管理サービスのリスク管理枠組み対応に係る技術支援役務

添付書類

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）
- 2 過去5年間の受注実績一覧表
- 3 必要な技術又は設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
- 4 情報セキュリティに対する体制が確認できる書類
- 5 本事業の履行に必要な法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む）
- 6 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表